

科学研究費助成事業申請願

清泉女学院大学  
清泉女学院短期大学 学長 殿

申請者  
所属 \_\_\_\_\_  
職・氏名 \_\_\_\_\_ 印

本学において下記の研究課題に関する研究活動が可能であることから、平成( )年度科学研究費助成事業に申請を行うことをご承諾願います。

研究種目 :  
研究期間 :  
研究課題名 :  
研究体制 :

所属	職名	氏名
研究代表者		
研究分担者		
研究協力者		

学内での研究実態 :

※ご自身の欄の左端欄に○をご記入ください。

※必要に応じて、行を増やしてください。

※研究分担者として申請に参加される場合、別途「研究分担者承諾書」が必要となります。

以上

---

上記研究課題の遂行を清泉女学院大学において行うことを承諾します。

清泉女学院大学／清泉女学院短期大学  
学長 印

部署長	申請者

## 清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学における 公的研究費の不正防止に関する基本方針

清泉女学院大学および清泉女学院短期大学では、平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定（平成 26 年 2 月 18 日 改定）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、研究機関としての責務を果たすため、公的研究費の不正防止に関する「基本方針」を以下のように定め、公的研究費の適正な運営・管理に取り組みます。

### 1. 機関内の責任体系の明確化

公的研究費等の適正な運営・管理を行うため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を定め、責任体系の明確化を図ります。

### 2. 適正な運営管理の基盤となる環境の整備

機関内における統一されたルールの策定や通報・相談窓口の設置、研修会の実施などの環境を整備するとともに、運営・管理に関わるすべての構成員に対して本基本方針や機関内の運営・管理体制、公的研究費の適正な運営・管理に関するルール等を周知します。

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正防止推進部署を設置し、不正を発生させる要因に対応した不正防止計画を策定し公表します。また、不正防止計画は年度毎に見直しを行います。

### 4. 公的研究費の適切な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、発注・検収業務を受け持つ体制の構築や予算執行状況を把握する体制を整備し、適切な研究費の運営・管理を行います。

### 5. 通報・相談窓口の設置

公的研究費への申請から運営・管理に関する相談窓口、機関内外からの不正等の通報や相談を受ける窓口を設置し、その利用方法について周知しています。また不正に関与した場合の措置等についても併せて公表します。

### 6. モニタリング及び監査の在り方

実効性のあるモニタリングを行うとともに、監査責任者を置き、不正防止推進部署や監事及び会計監査人と連携して実効性のある監査を実施します。

以上

## 清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学における 公的研究費の使用及び運営・管理に関する行動規範

清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学（以下、本学という。）は公的研究費による学術研究の信頼性と公正性を担保し、本学における研究活動に対する国民の信頼を確保することを目的とし、公的研究費の使用及び運営・管理を遂行する上での行動規範を次のように定める。

本学において公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員は、法令を遵守することはもとより、本行動規範を共通の指針として遵守する。

1. 構成員は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正且つ効率的に使用しなければならない。
2. 構成員は、公的研究費の使用及び運営・管理を行うに当たり、関連する法令や通知及び本学が定める規程や事務処理手続き等のルールを遵守しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究の計画的且つ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員等は、研究活動の特性を理解し、効率的且つ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の目的外使用や不正使用を未然に防止するように努めなければならない。
5. 構成員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関連する法令の知識取得、事務処理手続き等のルールを理解に努めなければならない。

以上

別紙4

清泉女学院大学・清泉女学院短期大学

学長 ●● ●●

## 公的研究費による研究および運営・管理にあたっての誓約書

私は、公的研究費による研究および運用・管理を行うにあたり、それぞれの公的研究費の使用ルールと本学規程等を理解し、これを遵守いたします。

また、公的研究費の全部または一部が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、研究において不正を行わないことを誓約いたします。

なお、それらに違反して、不正を行った場合は、本学及び配分機関の処分及び法的な責任を負担することについても理解しています。

平成 年 月 日

(自署)

氏 名

印

## 清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学との 取引における誓約書

(あて先)

清泉女学院大学・清泉女学院短期大学

学長 ●● ●●

当社（当法人）は、貴学との取引に当たり、貴学の定めた「公的研究費の不正防止に係る基本方針」を理解し、下記の事項を遵守することを誓約します。

1. 貴学が定めた規程や不正防止計画等を遵守し、いかなる不正にも関与しません。
2. 貴学が研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は、可能な限りこれに協力します。
3. 弊社に不正が認められた際は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
4. 貴学構成員から不正な行為の依頼があった場合には、貴学「不正通報窓口」に連絡します。

平成 年 月 日

名称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

別紙6

平成●年度 清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学  
公的研究費「不正防止計画」

不正の発生要因	不正防止計画	具体的対応（対応スケジュール、実施内容）	対応部署

意識面、体制面、事務処理面、ルール運用面等において不正発生要因を洗い出し防止計画を策定する。